

# 参加申込書

## すこやかキッズ スポーツ塾 2018 サマーキャンプ みなかみ

必要事項をご記入いただき、下記宛先へFAXまたはE-MAILにてお送りください。

FAX:0278-25-4340 / E-MAIL:info@m-tr.jp 一般社団法人みなかみ町体験旅行 担当:福田

フリガナ		性別	男	女
参加者 お名前-1		学年(年齢)	年生(才)	
		生年月日	西暦	年 月 日
アレルギー 有・無		サイズ	身長	cm / 体重 kg
フリガナ		性別	男	女
参加者 お名前-2		学年(年齢)	年生(才)	
		生年月日	西暦	年 月 日
アレルギー 有・無		サイズ	身長	cm / 体重 kg

フリガナ		続柄	緊急 連絡先
お申込者 (保護者) お名前			
住所	〒		
電話番号	FAX	E-MAIL	

ご旅行代金のお支払については、下記のいずれかをお選びいただき、印をおつけください。ご予約後、詳細をご案内いたします。  
※クレジットカード決済または、コンビニ決済はパソコンやスマートフォンを使って、インターネットによる手続きとメールアドレスが必要です

クレジットカード決済 (VISA/master)       コンビニ決済 (ローソン/ファミリーマート)       銀行振込

\*出発のご案内書は、出発の7日前までにお届けいたします。

### ご旅行条件

本パンフレットは旅行業法第12条4に定める取引条件説明書面及び同法第12条5に定める契約書面の一部となります。

#### 1. 旅行申し込み・契約の成立

①お電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込金のお支払いいただきます。お申込金は旅行代金、取消料の一部に充当します。お申込金をお支払いいただいた時点で契約の成立となります。

旅行代金	～4,999円	5,000～19,999円	20,000～29,999円	30,000～39,999円	40,000円以上
予約金	申込時に全額	申込時に全額	4,000円	6,000円	10,000円

#### 2. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの

①含まれるもの：イ) 行程表に記載された交通費、宿泊費、食事料金、観光料金、および旅行取扱料金  
ロ) 添乗員等の同行バスでは、その他に添乗員等の同行費用、団体行動に必要な心付けを含みます。  
上記諸費用はお客様の都合により一部利用されなくても払戻しは致しません。  
②含まれないが通常必要とするもの(一部を明示します): 行程中の[フリータイム][自由行動]等と記載されている区間および旅行中の個人的諸費用(お客様ご自身の電話代、旅館での小物料、運送機関の定める有料手荷物心付け・飲物は含まれません。

旅行代金には消費税等諸費が含まれています。また、旅館、ホテル等においてお客様が料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税(8%)に併せて課せられます。

#### 3. 旅行内容の変更・旅行の取消

①当社は天災地変・気象条件など、当社の管理できない事由により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となる恐れが極めて大きいときは当該旅行の実施を中止するか、又はお客様にあらかじめ事由を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、主催旅行契約の内容を変更することがあります。  
②最少催行人員(各コースごとに設定)に満たないときは旅行の実施を中止することがあります。この場合宿泊を伴う旅行の場合出発日の10日前(日帰り旅行の場合は3日前)までにご連絡いたします。

#### 4. 旅行代金の変更

著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金が(1)に定める基準日以降に改訂された場合は、旅行代金を変更することがあります。

#### 5. 取消料

①お申し込み後、お客様のご都合によりお取消しになる場合及び旅行代金が所定の期日までに入金がなく、当社が参加をお断りした場合、旅行代金に対して下記の料率で取消料をいただきます。

取消日	当日	前日	2～7日前	8～20日前	21日前まで
取消料率	旅行代金の50%	旅行代金の40%	旅行代金の30%	旅行代金の20%	無料
取消日	当日	前日	2～7日前	8～10日前	11日前まで
日帰り旅行取消率	旅行代金の50%	旅行代金の40%	旅行代金の30%	旅行代金の20%	無料

※旅行開始後の解除及び無連絡不参加の場合、旅行代金の100%

②当社は旅行開始後 お客様の都合で宿泊・食事・観光等のサービス提供をお受けにならなかった場合は、その払戻しはいたしません。

#### 6. お客様に対する責任及び免責事項

①当社は主催旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし被害発生の日から起算して14日以内に通知があったときに限りお一人様15万円を限度として賠償します。  
②お客様が以下の事由により損害をうけた場合は原則として賠償の責任は負いません。  
イ) 天災地変・戦乱・暴動又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。  
ロ) 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又はこれらに生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。  
ハ) 日本の官公署の命令又は伝染病による隔離。

#### 7. 添乗業務等

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。  
①添乗員が行う添乗業務内容は原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体行動を行うために必要な業務をいたします。  
②添乗業務を提供する時間は原則として午前8時から午後8時までといたします。  
③旅行日程を円滑に実施するためお客様は当社の指示に従っていただきます。  
④お客様が当社に指示に従わず、又は法令もしくは公序良俗に反する行為をなした場合は旅行途中であっても、そのお客様の以降の旅行契約を解除することがあります。

#### 8. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様に対し損害の賠償を申し入れます。

#### 9. 特別補償

当社はお客様が旅行中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物を被った一定の損害について、旅行業約款特別規定により、一部の補償金及び見舞金をお支払いいたします。

#### 10. 旅程補償

旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(主催旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

- ①旅行開始日又は終了日の変更
- ②入場する観光地、観光施設、その他の目的地の変更
- ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更
- ④運送機関の種類又は会社名の変更
- ⑤宿泊機関の種類又は名称の変更
- ⑥宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更
- ⑦ツアータイトル中に記載があった事項の変更

このパンフレットに記載された旅行代金は、平成30年6月1日の運賃・料金を基準としております

#### 旅行企画実施:

群馬県知事登録旅行業第2-483号 一般社団法人みなかみ町体験旅行 本社営業所  
〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野1744-1 電話 0278-62-3450(代表)  
(一社) 全国旅行業協会正会員 総合旅行業取扱管理者 福田 一樹